

< 検認用提出書類 >

● 検認対象者の状況に応じて、該当する書類を **6月28日(月)まで** に当健保へご提出ください。

< 続柄：配偶者・子供以外用 >

提出書類（全員必須）

- ① 被扶養者検認調査票
- ② 検認対象者の住民票（※1）「世帯全員の記載あり/続柄の記載あり/マイナンバーの記載なし」のもの
- ③ 課税/非課税証明書（※2）収入の内訳が数字で記載されているもの

状況に応じた追加書類（1）

年金受給者の場合

【追加書類】

令和2年分の公的年金等の年金振込通知書のコピー（※3）
※紛失した場合は、年金ダイヤル：0570-05-1165にて再発行が可能です。

被保険者と別居している場合

【追加書類】

① 仕送り証明書（本年の3月、4月、5月の3か月分）指定 ※同封の参考文書をご参照ください。
② 生計内訳書 ※同封書類 記入方法については、裏面の記入例をご参照ください。

検認対象者に配偶者がいる方で、その配偶者は
扶養に入っていない場合

【追加書類】

検認対象者の配偶者の課税証明書（配偶者が後期高齢者で扶養外である場合も含む）（※2）

検認対象者と同居している方で、その親族は
扶養に入っていない場合

【追加書類】

親族の課税証明書（※2）

給与・年金以外の継続的な収入がある場合
（自営業、不動産収入等）

【追加書類】

令和2年分の確定申告書（損益計算書、減価償却計算書、収支内訳書含む）のコピー（※4）

外国人の場合

【追加書類】

在留カード ※両面コピー

状況に応じた追加書類（2）

（退職後1年未満で、現在働いていない方のみ対象）

＜退職後1年未満で、現在働いていない方＞
雇用保険を「放棄する」場合

【追加書類】

- ①雇用保険被保険者離職票 1 (兼 資格喪失確認通知書)の原本
 - ②雇用保険被保険者離職票 2 の原本
- ※①に「離職票交付希望：2(無)」の印字ある場合は②の提出は不要

＜退職後1年未満で、現在働いていない方＞
雇用保険を「受給中」又は「受給終了した」場合

【追加書類】

雇用保険受給資格者証の両面コピー

＜退職後1年未満で、現在働いていない方＞
雇用保険は「未加入」、「受給できない」
又は「受給予定」の場合

【追加書類】

退職日が確認できる書類（資格喪失証明書、退職証明書、源泉徴収票(退職日記載あり)）

■提出書類【ご参考】

書類	発行窓口	備考
※1 住民票	市区町村	「世帯全員記載あり/続柄の記載あり/マイナンバー記載なし」のものをご提出ください。
※2 課税証明書	市区町村	市区町村によっては証明書の名称が違う場合がございます。昨年の収入が扶養認定基準内であったかを確認しますので、 収入の内訳が数字で記載されている 最新（令和3年度）の証明書をご提出ください。 なお、源泉徴収票は給与のみの証明のため不可となります。
※3 年金振込通知書	日本年金機構	令和2年分の老齢、遺族、障害に関する公的年金等の年金振込通知書。 65歳以上で年金を受給されていない方は、「検認調査票」の6.に理由をご記入ください。
※4 確定申告書	税務署	昨年の収入と経費の内訳が確認できる書類をご提出ください。

速やかにご提出くださいますようお願いの程申し上げます。なお、ご事情等でご提出が遅れる場合は、当健保にご一報ください。

また、ご提出後、再度確認ために追加書類をお願いする場合がございます。ご了承くださいますようお願い致します。